

第5期決算公告

当行の決算公告につきましては第5期(2007年3月期)中間期から、銀行法第20条の規定に基づき、本ウェブサイトに掲載しています。

東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル1F
日本振興銀行株式会社
代表執行役社長 上村 昌史

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,420	預 金	57,817
コ ー ル 口 ン	-	譲 渡 性 預 金	-
買 現 先 勘 定	-	コ ー ル マ ネ ー	-
債券貸借取引支払保証金	-	売 現 先 勘 定	-
買 入 手 形	-	債券貸借取引受入担保金	-
買 入 金 銭 債 権	-	売 渡 手 形	-
商 品 有 価 証 券	-	コマーシャル・ペーパー	-
金 銭 の 信 託	-	借 用 金	-
有 価 証 券	26,176	外 国 為 替 債	-
貸 出 金	27,961	短 期 社 債	-
外 国 為 替	-	社 債	-
そ の 他 資 産	532	新 株 予 約 権 付 社 債	-
有 形 固 定 資 産	242	そ の 他 の 負 債	1,146
無 形 固 定 資 産	216	賞 与 引 当 金	-
繰 延 税 金 資 産	1,681	役 員 賞 与 引 当 金	-
再評価に係る繰延税金資産	-	退 職 給 付 引 当 金	-
支 払 承 諾 見 返 金	-	特 別 法 上 の 引 当 金	-
貸 倒 引 当 金	1,985	繰 延 税 金 負 債	-
		再評価に係る繰延税金負債	-
		負 の の れ ん	-
		支 払 承 諾	-
		負債の部合計	58,964
		(純資産の部)	
		資 本 金	4,344
		新 株 式 申 込 証 拠 金	-
		資 本 剰 余 金	1,864
		資 本 準 備 金	1,864
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	2,917
		利 益 準 備 金	-
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,917
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,917
		自 己 株 式	-
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-
		株 主 資 本 合 計	3,291
		その他有価証券評価差額金	9
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-
		土 地 再 評 価 差 額 金	-
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9
		新 株 予 約 権	-
		純資産の部合計	3,281
資産の部合計	62,246	負債及び純資産の部合計	62,246

損益計算書(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		3,042
資 金 運 用 収 益	2,286	
貸 出 金 利 息	1,936	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	342	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
預 け 金 利 息	7	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	737	
そ の 他 業 務 収 益	17	
そ の 他 経 常 収 益	1	
経 常 費 用		3,860
資 金 調 達 費 用	489	
預 金 利 息	478	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	9	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	12	
そ の 他 業 務 費 用	-	
営 業 経 費	2,220	
そ の 他 経 常 費 用	1,137	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,117	
そ の 他 の 経 常 費 用	20	
経 常 損 失		817
特 別 利 益		-
特 別 損 失		272
固 定 資 産 処 分 損 失	1	
そ の 他 の 特 別 損 失	270	
税 引 前 当 期 純 損 失		1,090
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13
法 人 税 等 調 整 額		1,675
当 期 純 利 益		571

株主資本等変動計算書(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前事業年度末残高	3,753	1,273	1,273	3,488	3,488	1,537
当事業年度変動額						
新株の発行	591	591	591	-	-	1,182
当期純利益	-	-	-	571	571	571
株主資本以外の 項目の当事業年 度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当事業年度変動額 合計	591	591	591	571	571	1,753
当事業年度末残高	4,344	1,864	1,864	2,917	2,917	3,291

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
前事業年度末残高	9	9	1,546
当事業年度変動額			
新株の発行	-	-	1,182
当期純利益	-	-	571
株主資本以外の 項目の当事業年 度変動額(純額)	18	18	18
当事業年度変動額 合計	18	18	1,734
当事業年度末残高	9	9	3,281

貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
建物：3年～18年
器具備品：2年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 株式交付費は資産として計上し、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で均等償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、支出時に全額費用として処理しております。これにより、「営業経費」が5百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は同額増加しております。
なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した株式交付費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。
6. その他資産に含まれる開業費57百万円は資産として計上し、開業後5年にわたり定額法により償却することとしております。
7. 貸倒引当金の計上方法
貸倒引当金はあらかじめ定めている償却引当基準に則り次の通り計上しております。
破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。
破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を引き当てております。
上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10. 関係会社の株式(及び出資)総額 60 百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 0 百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 0 百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額 108 百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は 376 百万円、延滞債権額は 1,145 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 716 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,238 百万円であります。
 なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 担保に供している資産
 該当ありません。
19. 1株当たりの純資産額 33,944円 87銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
 なお、1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計 上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	21,943	21,961	18	191	173
地方債	301	301	0	-	0
社債	299	300	0	0	-
その他	1,000	954	45	-	45
合計	23,545	23,517	27	191	219

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	288	263	24	-	24
その他	1,900	1,908	8	8	-
合計	2,188	2,171	16	8	24

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 6 百万円を加えた額 9 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

21. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	60
その他有価証券 非上場株式	399

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超(百万 円)
債券				
国債	1,999	9,452	-	10,491
地方債	301	-	-	-
社債	299	-	-	-
その他	-	-	-	2,908
合計	2,600	9,452	-	13,399

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	807百万円
繰越欠損金	804
未収利息過少計上	36
未確定債務否認	18
納税充当金	7
有価証券評価差額金	178
繰延税金資産小計	1,853
評価性引当額	168
繰延税金資産合計	1,685

繰延税金負債

有価証券評価差額金	3
繰延税金負債合計	3
繰延税金資産の純額	1,681百万円

24. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および新株予約権に区分のう

え、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,281百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」と表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

25. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

26. 当期末時点でのストック・オプションの内訳は、以下のとおりであります。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社執行役 11名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	7,995	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失し、権利行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約に定めるところによる。</p>	同左	同左
対象勤務期間	平成17年 7月 5日 ～平成19年 6月30日	平成17年10月 3日 ～平成19年10月 3日	平成17年11月 9日 ～平成19年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失し、権利行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
対象勤務期間	平成17年12月 7日 ～平成19年12月 7日	平成18年 1月10日 ～平成20年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 27 百万円

関係会社との取引による費用

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 0 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 6,152円94銭

4. 「その他特別損失」は、株式会社イッコーの株式の減損処理額 231 百万円および日本振興ファイナンス株式会社の株式の減損処理額 39 百万円を合わせて計上したものであります。

5. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。

6. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

日本振興ファイナンス株式会社

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ナレッジフォア株式会社	なし	なし
取引の内容	取引金額	科目	期末残高
研修用ビデオ製作	4	-	-
書籍購入	0	-	-

3. 株主資本等変動計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、株主等変動計算書を作成しております。